



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

令和3年11月1日
第278号

発行責任者 支部長 佐藤 彰 洋
編集責任者 副支部長 土屋 広 高
発行所 名古屋税理士会昭和支部
印刷所 共生印刷株式会社



冬支度

ときこえ 時間の声

1年ほど前のコラムで、250ccのオートバイで山の中を一人で走り回ってますと書いたのですが、物足りなさを感じるようになり、長距離ツーリングがしたいというのも重なって、大型自動二輪の免許を取得することにしました。しかし、コロナ禍の中、自動二輪の免許取得者が増えているそうで、大型自動二輪免許を取得しようと7月中旬に自動車学校へ行ったところ、入校できるのが8月の終わり頃ですと言われました。8月の終わりに入校し、練習が始まったのが9月7日でした。そこからはあっという間で9月14日に卒業し、9月15日に免許の書き換えをし、晴れて大型自動二輪免許所持者となりました。

免許取得前から、どのオートバイを買おうかと悩みに悩み（ある意味一番楽しい時間かもしれませ

ん）、Kawasakiのニンジャ1000SXというオートバイを免許取得前に購入してしまいました。免許取得前に購入したので免許を取得したらすぐに乗れると思っていたら、追加注文した部品が届かず10月9日まで納車が遅れるというハプニング…。最近、月日が過ぎるのが早いなぁと思っていましたが、免許取得後は全然日にちが進みません(笑)。

10月9日に無事納車し、9、10日は嬉しくて二日間で慣らし運転も兼ねて350kmほど走破しました。これから、ツーリングには良い季節になりますので、週末や祝日はどこに行こうかなと今から楽しみです。前も書きましたが、バイク乗りの方がいましたらぜひ声をかけていただき、一緒に走りに行きましょう!! (赤堀 智信)

9月支部研修

(令和3年9月3日開催)

「インボイス制度について」 「消費税の誤りやすい事例について」

講師：昭和税務署 法人課税部門
審理専門官 原田 正春 氏



「インボイス制度について」

I 概要

課税事業者は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿のほか適格請求書等の保存が必要となる。適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた適格請求書発行事業者に限られる。

II タイムスケジュール

適格請求書等保存方式の開始 令和5年10月1日
適格請求書発行事業者の登録申請手続開始 令和3年10月1日（令和5年10月1日から適用を受けるためには令和5年3月31日までに手続が必要）

III 適格請求書について

1. 内容

適格請求書とは、請求書・納品書・領収書・レシート等名称は問わないが、以下の事項が記載されたものをいう。

下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項である。

不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー事業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができる。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)

- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなる。端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など、任意の方法で行う。

適格請求書は、一つの書類のみで、すべての記載事項を満たす必要はなく、請求書と納品書等、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて、一の適格請求書とすることが可能である。

書面での交付に代えて、電磁的記録(電子データ)で提供することもできる。

2. 保存

交付した適格請求書の写し等は、交付した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存が必要となる。適格請求書を書面で交付した場合に、当該電磁的記録を適格請求書の写しとして保存すること、電磁記録を提供した場合に提供した電磁的記録のまま保存することも可能である。

簡易課税制度を選択している場合は、適格請求書である請求書等の保存は、仕入税額控除の要件とはならない。

3. 交付義務の免除

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除される。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送(3万円未満のものに限る)
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る)
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る)
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等(3万円未満のものに限る)

- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）

IV 経過措置

適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできないが、経過措置があり、制度開始後3年間は課税仕入れの80%、その後3年間は課税仕入れの50%の控除が可能となる。

V その他

適格請求書発行事業者サイト、インボイス制度特設サイトが開設されている。

適格請求書発行事業者の登録申請は、是非e-Taxをご利用いただきたい。

「消費税に関する誤りやすい主な事例」

I 課否判定

1. 次の取引が課税売上げとされていない場合がある。

建物等の固定資産売却収入（土地の売却を除く）／駐車場（施設のあるもの）の賃貸収入／土地の売買に関する仲介手数料／店舗、倉庫、事務所等の賃貸収入

2. 次の取引が課税仕入れとされている場合がある。

土地の購入費／土地、建物一括購入の場合の土地代部分／駐車場（更地）の賃貸料／贈答用のビール券、商品券、旅行券等の物品切手の購入費／損害賠償金（対価性のあるものを除く）／ゴルフ場利用料、軽油取引税、入湯税／給与、賃金、アルバイト料／慶弔費、寄付金／居住用住宅の支払家賃、社宅家賃／金銭の貸付けに係る貸倒損失／海外出張費／国際通信費

II その他

以下の事項には、注意が必要である。

経過措置により旧税率が適用されている場合／課税仕入れの計上時期／課税仕入れがどの売上げに対応するのかどうか／調整対象固定資産の取得があった場合／課税事業者から免税事業者になる場合の棚卸資産に係る消費税額の調整計算／免税事業者であった課税期間における貸し倒れに係る消費税について／簡易課税選択事業者の事業区分やみなし仕入率について

最後に

今、関心の高いインボイス制度の概要をお話しいただいて、着々と準備をすすめていく必要を感じました。とりあえず、10月からの登録申請をe-Taxで始めます。

消費税に関する誤りやすい事例は、大変参考になりました。

（研修部 中根 恵美）

10月支部研修

（令和3年10月14日開催）

「資産税関係

—実務上の注意点あれこれ—」

講師：税理士法人名南経営

税理士 木村 健一 氏



10月14日に税理法人名南経営 税理士 木村健一氏をお招きし、資産税を中心テーマとした研修会が行われました。大変豊富な実務経験に基づき、見落としがちな細部の論点、判断に迷う金融資産への対応など多岐に渡りご説明頂き、密度の濃い有益な2時間でした。

研修に際しまして、講師の木村健一先生から、研修要旨を作成いただいておりますので下記に紹介させていただきます。更に研修内容の詳細につきましては、昭和支部のホームページに、研修資料をアップしておりますので、ホームページ「支部例会・研修会資料」からダウンロードして頂いた上でご確認下さい。

なお、今月からZoomウェビナーによるオンラインライブ配信（中継配信）も開始いたしました。当該研修では106名の方がオンラインで受講されました。オンラインで受講頂いた方からのアンケート結果によりますと、音声や映像について良好な環境を提供できているようですので、オンラインライブ配信での受講も是非ご検討ください。

（研修部 松井 圭）

『資産税関係－実務上の注意点あれこれ－』研修要旨

税理士法人名南経営 税理士 木村 健一

資産税関係を30年以上にわたって、担当させていただいています。その中でも実務上において、注意等していただきたい項目をいくつか抽出させていただき、解説したいと思います。限られた時間の中ですが、関心度の高い部分をお伝えさせていただけたら幸いです。

【準確定(未収給与)】

資産税というくくりかどうかを迷いましたが、お客様の経理担当又は顧問税理士のいずれが原因かわからないものの、よく誤っているため、あえて載せさせてもらいました。

相続後に支給期が到来する給与等は、相続税の課税を受けることから、所得税が非課税となり、所得税の源泉徴収の対象から除外されます。くれぐれも源泉徴収票に計上しないようにして下さい。

【準確定(電子申告による65万円控除の適用)】

これも資産税といえないかもしれませんが、令和2年分から65万円控除の適用要件に電子申告が加えられています。準確定について、電子申告はしづらいかと思いますが、お客様に余分な納税負担をさせないように、ご注意ください。

【修正申告や期限後申告に係る延滞税】

所得税・贈与税・消費税について、申告期限の延長がありました。当該申告・納付等の手続のうち、その期限が令和3年2月2日から令和3年4月14日までの間に到来するものについては、その期限は、令和3年4月15日になっています。延滞税の計算は、この期限の翌日からとなりますので、起算日を誤らないようにお願いします。

【譲渡所得等のチェック表】

公開されているのは昨年分ですが、名古屋国税局のホームページにチェック表がありますので、ご活用していただきたいと思います。

【住宅取得等資金贈与の注意点】

制度の趣旨と異なる考え方が見受けられるので、適用要件の難しい部分ではなく、入り口段階の基礎的なところ(資金贈与の流れ)をお伝えします。税務相談を受ける度に、自分が想定しない質問を受けます。同業者である税理士の誤指導もありましたので、今一度、認識を高めていただきたいと思います。

【養子縁組】

養子縁組のメリットだけでなく、デメリットも共有していただきます。

また、相続税額の2割増しに絡めて、損だった事例もお伝えします。

【土地の評価】

土地の相続税評価について、一般的に誤りやすい事例をいくつか紹介させていただきます。

正面路線価の判定は、名南経営の内部でも誤って計算されることがあり、内部のチェックにて直しの指摘をされています。どこに視点を向けば、少しでもミスを防げられるかをお伝えします。

土地の評価にあたって、見知らぬ土地の評価をすることから、自分が算定した評価額が正しいかがわかりません。一つの目安として、固定資産税評価額がわかるのであれば、これと比較することで、高すぎないか、安すぎないかの比較をしていただきたいと思います。

不整形地補正のかけ地割合についても、単純ミスを防いでいただきたいことから、イメージと合致するかの判断を追加していただきたいと思います。

借地権について複雑な話ではなく、もっと単純なところで誤らないように補足させていただきます。

【配偶者居住権】

令和2年4月1日以後の相続から適用が可能となった配偶者居住権について、現状における範囲で、メリット・デメリットをお伝えさせていただきます。

【小規模宅地等の減額】

小規模宅地等の減額特例は、相続税の負担に大きく影響を及ぼす特例です。

顧問先の相続で、適用もれが生じないように、特定居住用宅地等の適用要件を確認していただくとともに、どこに注意が必要かを説明します。これを提案するだけでも、大きな節税効果を生むかもしれません。

また、実務でも特に重要な相続開始前3年以内の事業開始部分について、経過措置も含め補足します。

【金融資産における注意点】

税務調査の最も核となる金融資産の移動等について、どんなところが問題になるのかを説明します。現場で見受けられる状況として、どのようなものがあるか。また、資金の流れをつかむことで、正しい申告に導かせられるとともに、税務調査にあたっての準備等を補足します。

【まとめ】

書面添付制度をおすすめすると、税務調査や申告にあたっての心構え等をお伝えします。

以上

はじまりの時間



昭和9班

岡部 晏奈

この度、名古屋税理士会昭和支部に登録致しました、岡部晏奈と申します。どうぞよろしくお願い致します。

現在勤めている事務所は、祖父が昭和36年に開業、父が平成19年に税理士法人を設立し、創業60年になる事務所です。祖父は、生涯仕事を生きるエネルギーにしているような人でした。そんな祖父から受け継いだ父は今日までお客様とスタッフを大切にしてきました。税理士として、お客様を守る祖父と父の姿を見て、私も税理士になることを目標にしてきました。難関といわれる試験は険しい道のりでしたが、税理士を目指す大学院や専門学校仲間とも出会い、共に乗り越えることができました。

事務所に入所し、この2年で感じたことは、お客様からは会計・税務のことだけではなく、経営に関する様々な相談を受けるということです。会計・税務のことはもちろん、お客様の知りたい情報をより早く、より多く提供できるよう日々勉強しなければならないと感じております。AI化が急速に進む中、「人」でしかできないことがより大切になってきます。今後は、お客様に寄り添い、人として信頼される税理士を目標にしていきます。

プライベートでは、学生時代から続けているテニスや両親の影響で始めたゴルフをして過ごすことが多いです。テニスは、ペアと作戦を立てながらゲームをすること、ゴルフは目標スコアを設定して達成感を楽しんでいます。生涯スポーツとしてこれからも続けていけたらと思います。

浅学非才で未熟な身ではございますが、精一杯努力して参りますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。



昭和10班

杉江 甲一

昭和支部の皆様、はじめまして。令和3年7月に登録いたしました杉江甲一と申します。現在は昭和区の税理士法人オーティーエーに所属税理士として勤務しています。

大学当時、特にやりたいこともなかった私は安易に父が税理士であった為に目指すことにしました。そして、会計の知識も特に無く簿記3級から始めましたが、税理士試験の壁は高く諦めそうになった時もありました。人生の大半を税理士になるための時間に費やしてしまいましたが、その間にした貴重な経験や仲間ができたことはかけがえないものです。最初は何となく進んだ道に後悔したこともありましたが、税理士という職業は非常にやりがいのある仕事だと今は感じています。

プライベートでは、釣りが趣味で黒鯛釣りをメインでやっています。地元が知多半島ということもあり、小学生の頃から自転車で海に行き釣りをしていました。また、釣りクラブに所属しており今年の大会は5位入賞でしたが、来年は優勝することが目標です。

このたび、税理士としてのスタートラインに立つことが出来ましたが、まだまだ知識不足、経験不足であると日々痛感しています。資格試験の勉強は終わりましたが、常に学び続け、世の中に貢献していければと思っています。まだまだ至らぬ点もあり、皆様にはご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。

はじまりの時間



日進4版

大日向 満治

名古屋税理士会昭和支部の皆様、はじめまして。大日向満治(おおひなた みちはる)と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は本年還暦を迎え、7月に国税の職場を退職し、人生の2巡目を税理士としてスタートすることとなりました。ゼロからの出発として、素直な姿勢で物事の吸収に努め、順次アウトプットできるようにできればと思っています。

38年前に国税の職場に入職した際には、今は無き物品税などを主に取扱う間税部門に配属され、消費税の導入に伴い間税部門が廃止されたため法人課税部門に転課して調査事務などに従事しました。

その後、酒税事務及び日本産酒類の輸出促進などの酒類産業行政事務に携わってきました。

マイナーな事務に従事する期間も長かったので、多くの税目についての再構築が喫緊の課題と感じております。

趣味として、ご紹介できるものはないのですが、20代で始めたゴルフについては、上達が見られず挫折し、長いブランクを経て、「50の手習い」として、しばらくの間ゴルフスクールに通って自己流の矯正に努めました。

目に見える結果は出ていませんが、少なからず楽しめるようにはなりました。

また、プロのトーナメントの観戦も好きなので、コロナが収束し、有観客でプロのトーナメントが開催されることを楽しみにしています。

最後になりますが、新米税理士であり、至らぬ点も多々あるかと思われそうですが、昭和支部の皆様には、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



瑞穂10班

小久江 信夫

名古屋税理士会昭和支部の皆様はじめまして。小久江(おぐえ)信夫と申します。どうぞよろしくよろしくお願いいたします。

私は、令和3年7月に国税の職場を退職し、この度瑞穂区の自宅にて税理士として第二の人生をスタートすることとしました。これまでは大半を資産課税業務に従事し、近年は審理専門官や特別国税調査官として勤務してまいりました。今後はこれらの職務経験を活かした分野で活動していこうと思っております。

平成27年に相続税の税制改正がされた以降課税対象が増大し、より相続に関する関心が高まっていることは肌で感じていました。また、今までのチェックする側からされる側となることに少々不安もありますが、これまでの経験が逆に強みになると信じて頑張っていきたいと思っております。

出身はお茶とメロンで有名な静岡県袋井市です。名古屋市に赴任して、よき伴侶と出会い瑞穂区に住まい35年経ちました。名古屋を気に入り、今では故郷と同様たいへん愛着をもっております。

東海4県下勤務を経験し、各地域の多くの方と接する中で地域性を踏まえた対応、また、人として信頼される対応を心掛けてきました。今後も今まで同様丁寧な仕事をし、信頼される税理士を目指し、あらゆるニーズに対応できるように日々精進して参る所存です。

税理士登録をして間もないため何かと至らない点が多々あるかと思いますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

はじまりの時間



長久手1班

小泉 孔二

名古屋税理士会昭和支部の皆様はじめまして、本年、豊田税務署を最後に定年退職し、長久手市内の自宅を事務所として税理士登録をさせていただいた小泉孔二と申します。

国税の職場では、主に国税局と各税務署の法人税関係事務に従事してきました。その中でも、法人税の調査事務では、多くの経営者の方々と接して貴重な経験を重ねることができました。また、国税の運営事務に従事していた時は、毎日、深夜まで仕事をしていたことが思い起こされます。私が37年間従事した国税の職場では、非常に多くを学び・経験して、成長させてもらいました。

立場は、サラリーマンから個人事業主に大きく変わったものの、まだその実感はありません。不安と期待が入り混じった複雑な心境でスタートした第二の人生です。

コロナ禍で様々な場面で行動が制限されるようになって1年以上が経過した昨今は、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた働き方改革が求められる時代です。

私も時代の流れに対応できる税理士として、これまで以上に責任感を持って、税理士業務に取り組んでいきたいと思っています。

また、年齢も60を過ぎたので、健康維持や趣味なども仕事と両立させながら、様々なことにチャレンジして、第二の人生を楽しんでいきたいと思っています。

最後になりますが、昭和支部の皆様、何卒ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。



天白5班

山内 靖

昭和支部の皆様はじめまして、山内靖と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私はこの夏に国税の職場を退職し、税理士として新たな人生をスタートすることにいたしました。

国税の職場では主に法人税で国際税務を中心に勤務をして参りました。その中でも特に移転価格関係事務の経験は特異な分野ということもあってか感慨深いものがあります。ただ、前職での一番の経験は、様々な業種の経営者の方や従業員の方と接し、お話を聞くことができたということです。これからはその経験を生かして、信頼される税理士になれるよう頑張りたいと思っています。

私は岐阜県各務原市の出身ですが、縁あって平成9年より名古屋市天白区で暮らしております。天白区は、街もあれば一方で緑豊かな自然も多いので、とても気に入っております。

プライベートでは、古典と言われる海外ミステリー小説を読むのが趣味ですが、昨今ではどうも読まれる方が少ないようで文庫本でも絶版となっているものも多いという状況です。もちろん、ネットで検索・購入すれば早いのですが、ここはあえて（運動も兼ねて自転車で）古書店やリサイクルショップ巡りをして出会いを求めようとしています。

最後になりましたが、昨今のコロナ禍の下、昭和支部の皆様とお会いできる機会が少ないのが大変残念です。税理士としての新たな一歩を踏み出すこととなり身の引き締まる思いですが、何かと至らない点があるかと思っておりますので、何卒ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

【9月の月例集会】

令和3年9月3日(金)13時30分より
名古屋市公会堂

(昭和税務署より連絡事項)

1. ダイレクト納付、振替納税及び納税証明書オンライン請求の利用推進について
2. 内部事務のセンター化の実施について
3. 相続税e-Taxの積極的な利用等について
4. インボイス制度の登録申請について

(支部より連絡事項)

研修部：今後の研修会予定について
総務部：今後の予定について

(研修内容)

テーマ：①インボイス制度について
②消費税の誤りやすい事例について
講師 昭和税務署 法人課税部門
審理専門官 原田 正春氏

【10月の月例集会】

令和3年10月14日(木)13時30分より
名古屋市公会堂

(昭和税務署より連絡事項)

1. 「税を考える週間」について
2. 添付書類も含めたe-Taxの普及に向けた取組について
3. 税理士業務の適正な運営の確保について
4. 「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」の発送日について
5. 年末調整関係用紙の交付開始時期について
署交付開始日：10月25日(月)
大口徴収義務者に対する交付日
10月25日(月)～27日(水)

(支部より連絡事項)

研修部：今後の研修会について
税対部：無料相談について
総務部：今後の予定について

(研修内容)

テーマ：「資産税関係 ― 実務上の注意点あれこれ ―」
講師 税理士法人 名南経営
税理士 木村 健一氏

支部からのお知らせ

・11月月例集会及び研修会のご案内

日時：令和3年11月5日(金)
場所：名古屋市公会堂
月例集会：13時30分より
研修会：14時15分より
研修テーマ：「これからの税理士に必須となる
不動産税務コンサルティング
～不動産法人化も含む～」
講師 税理士法人レディング
税理士・公認会計士 木下 勇人氏
※ZOOM ウェビナーで同時配信予定

・12月月例集会及び研修会のご案内

日時：令和3年12月8日(水)
場所：名古屋市公会堂
月例集会：13時30分より
研修会：14時15分より
研修テーマ：「電子帳簿保存法の改正とその実務的対応」
講師 税理士 若林 俊之氏
※ZOOM ウェビナーで同時配信予定

※月例集会等に関しましては、体調に不安のある方等は出席を自粛頂き同時配信でご参加下さい。



編集後記

最近になってようやく新型コロナウイルスの感染も落ち着いてきました。ワクチン接種率の上昇のおかげでしょうか。これを機に元の生活様式に戻れることを祈るばかりです。

まだまだ油断大敵ではございますが、今年はソフトボール大会が開催される予定です。コロナ禍で十分な練習もできていないですが、久しぶりの大会になるので頑張りたいと思います。会員の皆様、応援のほどよろしくお願いいたします。

(西澤 洋介)